

トラックに不法無線開設の疑いでドライバー告発

Edited By LogisticsToday On 2020/11/17



▲アマチュア無線の例(出所:北陸総合通信局)

北陸総合通信局は16日、福井県福井南警察署と共同で、13日に不法無線局の取り締まりを実施し、トラックに無免許のアマチュア無線を設置していた53歳のドライバー1人を告発したと発表した。

不法無線局は、テレビ・ラジオの受信や、携帯電話・鉄道無線などの通信妨害の原因となるもので、不法パーソナル無線や不法市民ラジオ、不法アマチュア無線がその対象となる。

公共性のある無線通信を妨害した場合、5年以下の懲役または250万円以下の罰金が科せられるほか、無免許で開設していた場合でも1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科される。

Article printed from Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト : <http://www.logi-today.com>

URL to article : <http://www.logi-today.com/408291>

Copyright © 2021 Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト. All rights reserved.